

居宅療養管理指導重要事項説明書

事業所の概要

事業所名	医療法人渓仁会 札幌西円山病院
所在地	札幌市
医療機関コード	01.1412.1号
事業所番号	0110114121号

- 1 事業所所在地 札幌市中央区円山西町4丁目7番25号
- 2 電話番号 011-644-0232 FAX 011-642-4140 (いずれも外来受付直通)
- 3 運営方針
要支援・要介護状態等にある利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師または医師の指示を受けた看護師が訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者等（ケアマネジャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者または家族の方に療養上の管理・指導・助言等を行います。
- 4 指定居宅療養管理指導・指定介護予防指定居宅療養管理指導の内容
 - (1) 要支援者・要介護者または家族からの介護全般に関する相談等。
 - (2) 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）等への居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
 - (3) 要支援者・要介護者または家族への居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言等。
- 5 従事者 医師 1名 看護師 3名
- 6 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日。土・日・祝祭日、12月30日から1月3日休み。
受付時間	平日：午前9時から午後4時。
- 7 利用者負担金
 - (1) 利用者負担金は居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導を行った場合、処方箋料や注射料、処置料、診察料、訪問診療料といった医療保険にかかる費用とは別に、介護保険の法定利用料に基づく金額と交通費から成り立っており、別紙に定めたとおりです。
 - (2) 居宅療養管理指導費は介護保険サービスの利用限度額（支給限度額）には含まれません。
 - (3) 利用者負担金は医療保険、介護保険が改定される場合、それに応じて変動します。
 - (4) 利用者負担金は月ごとの支払いとし、事業者の指定する銀行・郵便局へのお振込み（振込手数料は利用者の負担となります）、口座振替などの方法でお支払いください。詳細は別紙に定めたとおりです。
 - (5) 請求書は月末締めで、毎月15日前後のお渡しとなります。

【利用者負担金】

内容	利用限度回数	単位	自己負担額 1回あたり（1割/2割/3割）
単一建物居住者が1人	月2回まで	515 単位	515円/1,030円/1,545円
単一建物居住者が2~9人		487 単位	487円/974円/1,461円
単一建物居住者が10人以上		446 単位	446円/892円/1,338円

8 相談・苦情窓口

訪問診療等に関する相談・苦情窓口

電話：011-642-4121 FAX：011-642-4291

受付時間： 平日 午前9時00分～午後4時30分

担当者： 医師 宮地佐栄

ご不明な点はお気軽に問い合わせください。

(1) 当事業所が行う訪問診療についての相談・苦情について、上記の相談窓口で承ります。

(2) 当事業所以外に、次の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

札幌市役所 011-211-2547（介護保険課）

各区役所 代表番号（保健福祉サービス）

北海道国民健康保険団体連合会 011-231-5161（苦情処理担当）

(3) 個人情報に関する苦情の申立てや相談について当事業所以外の主な相談窓口は次のとおりです。

北海道 011-231-4111（北海道庁）

札幌市 011-211-2132（行政部行政情報課）

9 損害賠償

(1) 訪問診療時の急変、事故発生時の際には計画的な医学管理を行っている医師への連絡を行い、指示に従います。また、家族、居宅介護支援事業者へ連絡いたします。

(2) 当事業所の提供する訪問診療において事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。

10 個人情報保護

契約書内、第9条（個人情報保護）に基づき適正に保護いたします。

11 その他

(1) 当事業所の訪問診療を提供する際に災害、天候異常、交通障害等が発生した場合には、予定通りの実施が困難な場合があります。出来るだけ迅速な対応をいたしますが、連絡が遅れる場合もあることをご容赦ください。

(2) 当事業所では職員の保護及び利用者への治療を円滑に行うため、万一暴言・暴力などの迷惑行為を認めた場合には訪問診療をお断りしたり、警察通報・法的処置を講じる場合があります。